

第2回

介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会

議事録要旨

平成18年2月27日（月）

厚生労働省 講堂（低層棟2階）

第2回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会

議事要旨

- 1 日 時： 平成18年2月27日（月） 10：00～12：00
- 2 場 所： 講堂（厚生労働省低層棟2階）
- 3 出席者：
阿部正浩、井部俊子、江草安彦、京極高宣、國光登志子、高橋福太郎、
田中雅子、対馬徳昭、中島健一、樋口恵子、廣江 研、堀田 聰子、
柳田和平、綿 祐二、和田敏明の各委員

<事務局>
中村秀一 社会・援護局長、石塚 栄総務課長
矢崎 剛 福祉基盤課長、成田裕紀 福祉人材確保対策室長、
黒沢正俊 福祉人材確保対策室長補佐、宮田典子 介護技術専門官
- 4 議 事：

◎介護福祉士をめぐる現状と課題の論点整理

◎期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像

【「特養ホームを良くする市民の会」本間郁子理事長からのプレゼンテーション】
「利用者の立場から求められる介護福祉サービスと介護福祉士像」

【文部科学省からのプレゼンテーション】
「日本の教育制度における福祉科教育の位置付け、現状及び今後の課題について」

【高橋委員からのプレゼンテーション】
「高校福祉科における教育内容、現状及び今後の課題について」

【「学校法人つしま記念学園」対馬輝美副理事長からのプレゼンテーション】
「養成の現場から見た意見」

【対馬委員からのプレゼンテーション】
「サービスの現場から見た意見」

(京極座長) それでは今日の議事に入りたいと思います。本日のプレゼンターの方から約10分ずつプレゼンテーションを行っていただきます。

初めに本間理事長から、その後、文科省の矢幅調査官、高橋委員、対馬副理事長、対馬委員の順でお願いいたしたいと思います。

それでは本間理事長からよろしくお願ひします。

(本間理事長) おはようございます。特養ホームを良くする市民の会の代表の本間郁子と申します。特養ホームを良くする市民の会は1998年に発足しまして、活動としては8年目に入っております。その間、全国の地域の市民団体やNPO法人とネットワークを構築して、全国5,000施設のうち1,241施設の特養ホームの訪問調査を実施いたしました。それから、私どもは、入居者や家族の聞き取り調査、相談事業、さらには特養ホームの実態調査を行い、現在は東京都の第三者評価機関として、特養ホームに限らず、障害者施設、グループホームの第三者評価を実施しております。

その活動を通して今日は介護福祉士について発言させていただきたく思います。このような機会を市民団体に与えてくださったことを感謝いたしております。

資料にもありますが、特養ホームの入居者が2000年から重度化していることに伴いまして、求められている特養ホームの介護福祉士の資質が措置時代とは大きく変わってきたのではないかと実感しております。それは、入居者や家族の苦情相談を受けてそのように感じております。

そこで、介護福祉士が専門職として確立され、社会的に評価されるようになるにはどうしていったらいいのかということは私たち市民にとっても大きな課題でございます。その観点から、1つは、現在、専門学校、あるいは大学の福祉関係学部は増えてきております。にもかかわらず、特養ホームの質はそれでよくなかったか、というと、その評価は非常に難しいという現状にあります。

介護福祉士が、どの程度の専門職を目指しているのか。プロとして、あるいはエキスパートとして介護福祉士を育成しようとしているのか。この目指しているものがよくわからない、ということが一つあります。というのは、専門学校、大学を出た介護福祉士、社会福祉士を含めてですけれども、専門学校によって、あるいは大学によって格差が大きすぎるんですね。8年、10年と在宅で介護してきた家族から見ると、介護福祉士は怖くてとても見てられない。私たちの方が技術的にはよっぽど優れてるんじゃないかというような家族の声も聞かれたりします。そういうところで、本当に信頼されるケアを担っていける養成機関なのかという疑問

を感じている人も少なくありません。介護保険制度についても、介護福祉士が介護保険法の経緯を知らないということもあります。そういう意味で、信頼される介護福祉士になるためにはより強化した基盤づくりが必要ではないかと感じております。

それから、実習制度ですが、ある施設では1,300人もの実習生を受け入れているところもあります。5月と11月には300人以上の実習生が訪れます。その実態を私ども訪問調査で見ていますと、教育はしていないのではないか。要するに、介護の補助役として使われているのではないかという部分も多く見られまして、施設側も学校側も責任を持ってこの人たちを介護福祉士として育てていこうという意識が現場にあるのだろうか、ということを感じております。

今、コミュニケーション能力ということが教育の見直しの中でも聞かれましたが、コミュニケーションが希薄になってきているということは、訪問調査、あるいはヒアリングをする中でも感じます。それは、時代的な背景を考えれば当然のことと、現在の介護福祉士というのは、核家族が進んでいる中でお年寄りと同居していない人がほとんどです。専門学校に行って初めて、お年寄りとは何かとか、どういう思いで過ごしているか何で不自由を感じ、どんなことに辛い思いをしているのかということを学ぶわけです。実生活の中では体験はほとんどない人たちがいま介護福祉士になっているわけです。要するに、生活の中で人が老いていく姿を見ていない人たちがいま介護を担っている。特養ホームは入居者の平均年齢が85歳です。そして20代の常勤の介護福祉士が52%を超えてます。その年齢の格差は60歳超えています。ライフサイクルに60歳もの開きがありますと、共感できる生活体験が非常に少なくなります。そういう意味でコミュニケーションが非常にとりにくくなっていることがあるのではないかと感じております。

また、私どもは第三者評価で記録やケアプランを見る機会がたくさんありますが、書く力が不十分だと思います。プロとして通用するようなケース記録の書き方ではなく、絵文字が入っていたり、話し言葉が入っていたりします。それでは記録になりません。来年度からケアの資質を評価する視点として記録が重要な要件になります。介護事故の記録等を見せていただきますと、必要な情報も抜けているような事故の記録がたくさんございます。それは施設に指導者がいないのではないか。あるいは、必要な基礎能力としてそういう訓練を受けてないのではないかと日頃感じております。

介護福祉士が専門職として力をつけていくためには、それに見合う報酬がどうしても必要です。この資料の中には書いておりませんけれども、専門職に見合う報酬と同時に適切な職員体制が整備されていないと能力は發揮できない。本人の能力あるいは勉強だけでは限界があります。働く環境を整えていく必要があるのではないかと感じております。

ケアというのは積み重ねが大切です。施設では経営力ということで、50歳以上は非常勤ですということを最初から打ち出している施設もあります。これから認知症ケア、ターミナルケアが重要になってくる中で、その人その人に応じたケアを展開していかなければ認知症のよいケアはできないと思います。認知症のケアというのはパターン化はできません。そういう点からも、長く働き続けられる職場環境、賃金体系が必要です。現在は研修に行きたいけれども他の人に負担がかかるので研修に行けないという実態もあります。

そして、3番目に、どんなに職員が努力しても働く受け皿である施設長の理念が明確でないところがあります。特養ホームには社会福祉士、介護福祉士、栄養士、看護師など専門職がたくさんいますが、それをマネジメントできる、管理能力のある経営者はどれぐらいいるのでしょうか。そういう中では職員がエキスパートとして育たないのではないかと感じこともあります。現場でケアを担う人たちには資格を持っていますが、施設長には一つも社会福祉士・介護福祉士等の国家資格を持たない人がたくさんいて、専門職をどういうふうに育成すべきか、あるいは組織マネジメントをどうすべきかをよく知らない経営者がいます。施設の格差は施設長の格差そのものだと思います。施設長の育成、研修、資格の取得、その資格の有効期限等をつくっていくことも一つの方法ではないかと考えております。

組織の運営管理者と中間管理職が一体となって若い人たちを育てていく機関をつくっていくことがこれからは重要ではないかと考えております。どうもありがとうございました。

(京極座長) ありがとうございます。続きまして、文部科学省の矢幅調査官、お願ひします。

(矢幅調査官) それでは高等学校における福祉科教育の位置づけ及び現状等について説明させていただきます。

「高等学校 福祉科について」という資料に沿って説明させていただきます。

2ページ、「福祉科」について最初に検討されたのは20年ほど前、昭和60年の理科教育及び産業教育教育審議会答申で「福祉関連業務に従事する人材を養成する福祉科等の設置について検討を行っていく必要がある」として、新しい学科「福祉科」が提案され、具体的設置に向けて調査研究がなされました。

その後、先駆的な福祉科の実践と社会からの要請を受け、平成10年の理科教育及び産業教育審議会において、高齢者や障害のある人々等へのよりきめ細かな介護サービスに対応できる専門的な知識、技術を有する人材の育成と確保が不可欠であり、これらの人材の育成を促進するため専門教育に関する教科「福祉科」を設ける必要がある、と答申していま

す。

4ページですが、また、教育課程審議会においては、学習指導要領に専門教育に関する教科「福祉」を設けることとし、地域の実情や生徒の進路希望等に応じて介護福祉士等の福祉関連職業資格の取得や大学等への進学に対応する工夫について答申しています。

5ページでは、以上の審議会答申を受け、平成11年に告示された高等学校学習指導要領によって専門教育の新たな柱として教科「福祉」が創設されました。教科「福祉」は平成15年度より正式教科として実施され、今年度が3年目を迎え、完成年度に当たります。

教科「福祉」の教科目標は、「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる」としています。

教科「福祉」の科目は、社会福祉基礎、社会福祉制度、社会福祉援助技術、基礎介護、社会福祉実習、社会福祉演習、福祉情報処理の7科目で構成されております。

人とのかかわりが大切な教科であることから、授業時間の5/10以上を実験・実習に配当することとし、また地域との連携を図り就業体験を積極的に取り入れることとしています。

10ページでは、現在、高等学校の数は全国で約5,400校余りあります。そして生徒数は約360万人となっています。そのうちの約21%の生徒が職業教育を主とする学科で学んでいます。福祉に関する学科は全国に68校あり、7,500名の生徒が在籍しております。

下のグラフをごらんください。法令上、介護福祉士国家試験を受験するためには指定教科目の必要単位数を満たしていればよいことから実際に介護福祉士の国家試験を受験できる高等学校は、公立109校、私立78校、合計187校です。グラフのように増加傾向にあります。

11ページは、介護福祉士受験可能校の設置状況ですが、ごらんのように、全国満遍なく設置されております。今回の学習指導要領改定の大きな柱として教科「福祉」を創設したものであり、各都道府県においても地域からの強い要請を受け、高校段階における介護従事者養成の必要性を理解いただき積極的に設置をしていただいている状況です。既に47都道府県中46都道府県に「福祉科」が設置されており「福祉科」のなかった鳥取県においてもこのたび設置されることになりましたので、来年度にはすべての都道府県に「福祉科」が設置されることになります。

下の図をごらんください。福祉を専門的に学ぶ生徒は全国で約2万人となっています。

志望する生徒も年々増加し、平成17年度の競争倍率は平均1.8倍を示しています。全国の「福祉科」の中にはその県一番の高倍率になったところもあり「福祉科」への関心はますます高まっています。

12ページは、介護福祉士国家試験を受験するためには、指定科目8科目34単位を習得する必要がありますが、高等学校福祉科の多くが約40単位程度の指導をしております。標準的な高等学校では、月曜日から金曜日までの5日間、1日6時間授業を実施していますので、1年間で30単位、3年間で90単位となります。高等学校の総授業時間の約4割程度を専門教科の指導に充てていることになります。

教育課程の例を見ていただくと、太線で囲まれた部分が介護福祉士国家試験にかかる指導ということになります。

13ページは、介護福祉士国家試験の受験及び合格状況を見ると、当初は指導内容等が十分に整備されていなかったことから低くなっていますが、学習指導要領が告示された平成11年以降は第12回を除き全体の合格率を上回っている状況にあります。

14ページは、施設・設備の整備の状況ですが、他の教科の基準が下げられる中、学習指導要領の目玉である教科「福祉」については、国の財政支援が大幅に増加し、整備基準が2倍、設備の基準も約1.5倍となっております。

新教科「福祉」を推進していくためには、施設・設備の充実だけでなく、担当者の養成確保が重要であることから、福祉の専門的な知識、技術とともに、指導法、教授法を含めて全国187課程において教員養成がなされています。また、平成15年度からの実施に当たり、現職教員等講習会及び教員資格認定試験を実施し、必要な教員数を確保しております。公立だけの集計ですが、本年度、教科「福祉」の担当教員採用試験を実施したのは全国で22府県となっております。

次に教科書の作成についてお話しします。教科内容のレベルを維持していくため、実習、演習以外の4科目について教科書が発行され、来年度は延べ約8万冊が使用される予定になっております。教科書の現物はこのような教科書を現在使用しております。

続きまして15ページですが、うえだ敬老園で笑顔で頑張っている記事であります。

16ページは、地域と連携し、地域を支える人材を養成している記事であります。

17、18ページは、夢の実現のため研修し続ける卒業生の作文です。

基本を身につけた高等学校「福祉科」の卒業生が地域との連携や現場での経験、研修などを通し、地域福祉の担い手に育ち、その評価を高まっていることがわかるものと思

います。

19ページの日本の学校系統図、20、21ページの学校教育法については後ほどごらんいただくようお願ひいたします。

22ページですが、各学校団体における進路状況を見ますと、進学率が高まり、大学や専修学校に進学する者が増加しておりますが、一方、地域に相当の偏りがあること、そして、約2割は就職していることをおさえておく必要があります。大学への進学率は31.1%のところから58.4%と、その差は2倍近く、専修学校への進学率は12.1%から28.1%とその差は2倍以上になります。大学や専修学校は都市部にあることが多く、進学した者はそのまま都市部に就職する割合が多いことから、大学、専修学校における介護従事者の養成とともに、地域と密着し、福祉人材を送り出している高等学校「福祉科」の存在意義と必要性について御理解いただきたいと思います。

各地域に設置されている高等学校「福祉科」は地域の福祉を担う人材そのものを養成しておりますし「福祉科」があることにより、「福祉科」以外の普通科等からも福祉関係へ進学する者がふえているということです。このことは高等学校福祉科の存在が学校や地域に福祉意識を啓蒙し潜在的な人材確保、養成に大きな役目を果たしているものといえます。

我が国の労働力人口はこれから10年間で405万人も減少することが予想されております。今後は、高齢者、女性とともに、若者の就労を支援する対策が不可欠とされています。高校段階における介護福祉士国家試験の受験資格という貴重なルートを含め、多様な養成ルートを保証していくことが今後の少子高齢社会、人口減少社会における福祉人材の確保には必要であると考えます。

介護福祉士の資質向上のためには資格取得後、現場の経験とともに現任研修や継続的な研修システムが必要であると考えます。キャリアアップが図られるよう生涯研修のシステムを構築していただきたいと考えております。

今回説明できませんでしたが、大学や専修学校のない地域において働きながら高等学校専攻科という形で福祉を学び介護福祉士の資格を取得し介護職へ進む方々もいることを申し添えます。

以上、高等学校「福祉科」における福祉人材の養成が地域福祉の一端を担っていることを認識していただき、引き続き介護福祉士国家試験を一つのルートとして保証していただくことをお願いし、説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

(京極座長) どうもありがとうございます。高橋委員、お願ひします。

(高橋委員) それでは「福祉科」の校長会を代表しまして説明させていただきます。

ただいま文部科学省の矢幅先生からるる御説明いただいたので、私が提出しております1ページから4ページまでは重複するかと思いますので割愛をさせていただきます。ただ、一言、これは昭和61年に介護福祉士受験可能校として高校での福祉教育がスタートして以来、毎年介護福祉士受験可能校あるいは訪問介護員養成研修授業校、教科「福祉」実施校が量的、質的に充実発展しております。平成17年度は47都道府県に介護福祉士受験校が187校、そして、訪問介護員養成研修授業校が643校、教科「福祉」実施校が181校、合わせて1,011校の高校で福祉教育がなされています。また、生徒数においては、介護福祉士受験可能校、ホームヘルパーが重なることもあるわけですが、トータルで78,402名という生徒が福祉を学んでいるということで、高等学校における福祉教育はかなりの役割を担っているということを申し上げて、1～4ページまでを割愛させていただきます。委員の先生方にはあとでゆっくり読んでいただければ大変ありがたいと思います。

次に、高校福祉科の教育内容でございますが、このことも矢幅先生からわかりやすく説明いただいておりますが、私たちは「社会福祉に関する基礎的、基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させて、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与できる創造的な能力と実践的な態度を育てる」ということを大目標といたしまして、全国で1,011校の学校がそれぞれのカリキュラムも組んで教育を実行しているということでございます。委員の先生方にお届けしているのは東奥学園高校の福祉科のカリキュラムでございますが、何も東奥学園が日本の福祉教育のモデルになっているということではありません。東奥学園高校においてもこれくらいのことはやっているということとして、ほかの学校におかれてももっともっと福祉教育に真摯に取り組んでいるということを申し添えておきます。

基準が34単位ということで介護福祉士国家試験の受験はできるわけですが、本校の場合は既に44単位を実施しているところです。そして、校長会に加盟している各高校に対して、今後どれぐらい増单をして教育内容の充実ができるかということについてアンケートを取らせていただいております。これは我々校長会としての考え方でございますが、これを決めるのは私たちでなく文部科学省が決めることになりますから、我々の思いがここに入っているというふうに解釈いただければと思います。

これを見ますと、回答いただいた163校の中で2/3の109校が34単位以上39単位以下になっています。40単位以上は1/3に相当する54校ですが、しかしながら現在でも均してみますと

40. 7単位の専門教育を行っています。これに対して、どこまでやつていけるかということになりますと、34～39単位というのが53校、そして、110校では40単位以上やれるという回答で、均すと42単位を超えるのではないかと見ております。

こういうことで、今、専門学校等において介護福祉士の勉強をされているわけですが、今後改定していくと、ほとんど専門学校と変わりのない教育内容になっていくのではないかということでございます。また、さらに専門学校での養成にさらに近づける、あるいは、それを抜いていくということを念頭において社会福祉の実習が強化されていく必要があるのかなと考えております。

このように、教育内容をさらに充実させていくという考えが各加盟高等学校においては強く持つておるところです。

次は、福祉を担当する先生方ですが、この養成も大変進んでいるところです。平成15年、教科「福祉」設置のため、12年度から養成講習会を実施しておりますが、15年度までに1,517名の福祉専門の先生が養成されております。これは一般からの認定試験によって173名、合計1,690名の先生方が養成されて、ますます高校福祉教育が指導者の面でも充実が見られるということです。先ほど、矢幅先生から公立の教員採用が増加をしているという発表がございましたが、これは公立だけのお話であって、私立を入れるとこの比ではないということでございます。そういうことで、私たちは教科「福祉」の指導者の養成にも力を入れているということでございます。

また、現在、高校と大学が連携して、先生方の資質向上を努力しておるところです。資料の7ページですが、平成17年度社会福祉関連の研修会を1から8まで実施されておりまして、現在は高校校長会もみずからこの研修会の共催者になって積極的に参加するようになっています。それが4番の第7回福祉教育研修講座ということで、高等学校福祉科校長会が1月7日、8日に共催しておりますが、今年で7回目を迎えておりまして、参加者は136名、参加団体113団体と年々増加して、高大連携して福祉教育を進化・発展させようという機運がますます高まっているところです。

参加者の構成としては、高校の先生方が7割、大学の先生方が3割となっておりますが、これは大学の先生方の関心も強くなってきておるところでございます。現場で働く高校教員と、専門的に教育を進めている大学の先生方が一体になって高校福祉科教育の資質の向上に御指導賜っている一つの例でございます。

8ページは、高校福祉科、協会に加盟している学校の定員と志願者数をアンケートで確